

様式第6号 (第17条)

会 議 録

会議の名称		2021年 第5回 春日部市農業委員会総会		
開催日時		令和3年5月24日(月)	開 会	午前10時00分
			閉 会	午前10時53分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室		
議長氏名		会長 齋藤 千松		
出席者	農業委員	(出席人数：11人)		
		2	小川 利雄	
		1	鈴木 宏	
		6	池上 茂	
		7	川鍋 浩之	
		11	上原 美子	
		12	水口 健二	
		13	山崎 勇喜	
		14	大塚 房男	
		15	飯島 優子	
	16	高橋 公彦		
	事務局	(出席人数：6人)		
農業委員会事務局次長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 金子 昌行		
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 前島 清史		
農地振興担当主査 中澤 ますみ		農地振興担当主事 加藤 祐一		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会)：公開		
		日程2 農地法第4条(知事)：公開		
		日程3 農地法第5条(知事)：公開		
		日程4 租税特別措置法適格者証明：公開		
		日程5 農地利用配分計画に関する意見について：公開		

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>小川 利雄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>川鍋 浩之</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td>飯島 優子</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	2	小川 利雄	7	川鍋 浩之	15	飯島 優子
	議席番号	委員氏名							
	2	小川 利雄							
	7	川鍋 浩之							
15	飯島 優子								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項															
議長	<p>ただ今から2021年第5回総会を開会いたします。今回も、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告願います。</p>															
運営委員長	<p>本日、総会前の運営委員会で</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼） (2) 農用地利用配分計画に関する意見について（依頼）（中間管理） (3) 農用地利用配分計画に関する意見について（4/12付依頼に対する回答） (4) 令和4年度県農地利用の最適化施策に関する意見について（4/6付依頼に対する回答） (5) 令和4年度農林関係税制改正に関する要望について（4/16付依頼に対する回答） (6) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について (7) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について (8) 農業委員会組織の運営における新型コロナウイルス感染症対策への対応について <p>について協議しました。</p>															
議長	<p>本日の議題は</p> <table border="0"> <tr> <td>日程1</td> <td>議案第1号「農地法第3条（委員会）」</td> <td>1議案1件</td> </tr> <tr> <td>日程2</td> <td>議案第2号「農地法第4条（知事）」</td> <td>1議案1件</td> </tr> <tr> <td>日程3</td> <td>議案第3号「農地法第5条（知事）」</td> <td>1議案8件</td> </tr> <tr> <td>日程4</td> <td>議案第4号「租税特別措置法適格者証明」</td> <td>1議案5件</td> </tr> <tr> <td>日程5</td> <td>議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見について」</td> <td></td> </tr> </table> <p>となります。</p> <p>なお、日程1「農地法第3条（委員会）」の申請番号21番、22番が取下げになりました。</p> <p>また、日程2「農地法第4条（知事）」の申請番号3番が取下げになりました。</p> <p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号2番小川利雄委員、7番川鍋浩之委員、15番飯島</p>	日程1	議案第1号「農地法第3条（委員会）」	1議案1件	日程2	議案第2号「農地法第4条（知事）」	1議案1件	日程3	議案第3号「農地法第5条（知事）」	1議案8件	日程4	議案第4号「租税特別措置法適格者証明」	1議案5件	日程5	議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見について」	
日程1	議案第1号「農地法第3条（委員会）」	1議案1件														
日程2	議案第2号「農地法第4条（知事）」	1議案1件														
日程3	議案第3号「農地法第5条（知事）」	1議案8件														
日程4	議案第4号「租税特別措置法適格者証明」	1議案5件														
日程5	議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見について」															

優子委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

それでは、議事にはいります。日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。申請番号19番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地法第3条（委員会）について」許可申請が1件あったので、審議を求めます。議案書1頁をご覧ください。

当該案件は、農事組合法人としての届け出について、春日部農林振興センターの届出受理書が添付されていないため、令和3年第3回総会からの継続審議案件です。申請理由は、譲渡人が理事をつとめる農事組合法人への所有権移転です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農事組合法人として登記されたのは令和3年2月1日です。令和3年4月15日付で埼玉県春日部農林振興センターに農事組合法人の届け出について照会したところ、4月28日付で回答があり、適正に受理された旨の通知が発行されています。農事組合法人の構成員3名は越谷市の農地台帳で農業従事者であることが確認されており、農地所有適格法人の要件を満たしております。越谷市所有地にあった不耕作地は、耕作及び管理されていることが確認されました。以上でございます。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認め、申請番号19番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号19番について、萩原農業委員より、継続審査の理由であった、農事組合法人としての届け出については、春日部農林振興センターから適正に受理された旨の通知が確認できました。次に、農事組合法人の構成員が越谷市の農地台帳で農業従事者であることが確認されており、農地所有適格法人の要件を満たしていると考えます。次に、構成員の越谷市の所有地の不耕作地については、耕作及び管理されていることが確認できました。このことにより問題なしと考えます。以上の事から問題なしとの報告がありました。

議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番鈴木宏委員より申請番号19番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号19番について、事前審査の報告をします。 令和3年5月18日午後1時より齋藤会長、小川会長職務代理、大塚委員、飯島委員、鈴木で行いました。申請地及び申請法人に関し、担当委員の意見を求めたところ、法人保有農地も問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当であると決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	越谷市の不耕作地は解消されている、という意見でしたが、事務局が耕作してくださいという行政指導のもとに解消したのか、それとも自発的に耕作し解消したのかお聞かせ願います。
事務局	申請時に、越谷市農業委員会へ依頼し、構成員となる方の経営状況を確認しております。その時点では、時期的なものから耕作していない状況でしたが、その後代理人に伝えたところ「これから田植えの準備をする」ということで進んできた結果が今回の状況でございます。申請人からの写真提出をもって確認し、今回に至ったものでございます。
議長	他にございませんか。 (なしの声あり) 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号19番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立) 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号19番を許可と決しました。
議長	次に日程2議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号2番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第2号「農地法第4条(知事)について」許可申請が1件あったので、審議を求めます。議案書の2頁をご覧ください。転用計画は、申請者の子供のための駐車場、車2台分を確保するもので住宅敷地の拡張です。案内図3頁、詳細図4頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除

外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。隣接する農地への被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。以上でございます。

議長 次に、申請番号2番について、高橋公彦農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員 申請番号2番について、濱野推進委員より、遠藤推進委員、齋藤会長、飯島農業委員と私、高橋で令和3年5月13日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。
以上の事から問題なしと報告します。

事務局 次に議席番号1番鈴木宏委員より申請番号2番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号2番を許可相当と決しました。

議長 次に、日程3議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号27番から34番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が8件あったの

で、審議を求める。議案書3頁をご覧ください。

申請番号27番、使用貸借権。転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。工事内容は、建設残土を月1回土質検査したものを表土として客土をする客土Aの方法で行うとのこと。改良後はジャガイモ・きゅうりを3年間作付けする計画です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6か月です。農用地の利用については、適合証明が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号28番、申請法人は、建設業を営んでいます。転用計画は、隣接地に建築する自動車修理工場の土地造成工事で使用する大型機械などを置く駐車場の設置です。案内図7頁、詳細図8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から15か月です。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置は一時的な機械置場として鉄板を敷いて使用するため、周辺の農地には被害を及ぼさない、とのことで行いません。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号29番、所有権移転。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当しません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、U字溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として事前審査回答書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号30番、所有権移転、申請法人は、製造業を営んでいます。転用計画は、生産スペース及び生産設備増設のための工場の建設です。案内図11頁、詳細図12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当しません。接続道路は北側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は貯留浸透槽処理です。汚水は合併処理浄化槽で処理後、U字溝に排水する計画です。資金計画については自己資金として残高証明書が

添付されています。生産スペース及び生産設備増設の理由の詳細を代理人に求めましたが、提出がありませんでした。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます

次に、議案書4頁をご覧ください。

申請番号31番、所有権移転、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図13頁、詳細図14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。隣接農地はありません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として事前相談結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号32番、所有権移転、申請法人は、介護サービス事業を営んでいます。転用計画は、看護多機能型居宅介護施設建築のためです。案内図21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。汚水は、合併浄化槽で処理後、水路に排水する計画で該当する土地改良区発行の同意書が提出されています。資金については、融資を見込んでおりますが、今のところ融資証明書の提出がなく、申請書類が整っておりません。申請が整わないため、代理人に申請の取り下げを指導しましたが、取り下げには至っておりません。申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

次に、申請番号33番、所有権移転、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当する土地改良区に意見書を申請中です。接続道路は南側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資証明書が添付されておらず、申請書が整っておりません。申

請が整わないため、代理人に取り下げを指導しましたが、取り下げには至っておりません。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、議案書5頁をご覧ください。

申請番号34番について、申請者は、個人事業主です。転用計画は、申請者が行っているブロック工事、外構工事の事業のための資材置場の設置です。案内図19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当する土地改良区に意見書を申請中です。接続道路は南側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されていますが、不足額分の融資証明書が添付されておらず、申請書が整っておりません。申請が整わないため、代理人に取り下げを指導しましたが、取り下げには至っておりません。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある第1種農地と考えます。以上でございます。

議長

次に、申請番号27番について、山崎勇喜農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号27番について、朝倉推進委員より、鈴木農業委員、私と令和3年5月13日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されてことを確認しました。以上の事から問題なしと報告します。

議長

次に議席番号1番鈴木宏委員より申請番号27番から29番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号27番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり工事内容は、建設残土を月1回土質検査したものを表土として盛土を行います。そのため、埼玉県の審査にあたっては、盛土をする際、耕作土としての適正を十分確認することの意見を付すこととし、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、28番、29番について一括して、事前審査の報告をします。日時、

事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。

議長

次に議席番号14番大塚房男委員より申請番号30番から34番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号30番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。現地調査をしたところ、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、生産スペース及び生産設備増設の理由が明確でないため、詳細を代理人に求めましたが、提出がありません。以上の事から生産スペース及び生産設備増設の理由を明確にすることが先決であり、当該申請については、理由が不明確なため、事前審査委員5人で合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号31番について、事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。申請においても問題はなく、また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上の事から当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当であると決しました。

次に、申請番号32番について、事前審査の報告をします。現地調査を実施したところ、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、融資証明書の提出を代理人に求めましたが、提出がありません。以上の事から書類不備のため、当該申請については、事前審査委員5人で合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号33番について、事前審査の報告をします。現地調査を実施したところ、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、融資証明書の提出を代理人に求めましたが、提出がありません。以上の事から書類不備のため、当該申請については、事前審査委員5人で合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号34番について、事前審査の報告をします。現地調査を実施したところ、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、融資証明書の提出を代理人に求めましたが、提出がありません。以上の事から書類不備のため、当該申請については、事前審査委員5人で合議により不許可相当とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号27番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。申請番号30番、32番、33番、34番について、事前審査委員より、不許可相当と報告がありました。よって、申請番号27番、30番、32番、33番、34番と28番、29番、31番を別に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号30番を事前審査の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号30番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、申請番号32番を事前審査の報告のとおり、不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号32番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、申請番号33番を事前審査の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号33番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、申請番号34番を事前審査の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号34番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、申請番号27番を許可相当とし、ただし、事前審査の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号27番を事前審査の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、申請番号28番、29番、31番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号28番、29番、31番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p>

議長

次に日程4議案第4号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号10番から14番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が5件あったので、審議を求めます。議案書7頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税（贈与税）納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続き、この特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。

はじめに申請番号10番、案内図は21頁、22頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は80日です。

次に、申請番号11番、案内図は22頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は200日です。

次に、議案書8頁をご覧ください。申請番号12番、案内図は23頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は70日です。

次に、申請番号13番、案内図は23頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で、年間従事日数は50日です。

次に、申請番号14番、案内図は24頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。年間従事日数は80日です。以上でございます。

議長

次に、申請番号10番、13番について、高橋公彦農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員

申請番号10番について、濱野推進委員より、遠藤推進委員、齋藤会長、飯島農業委員と私、高橋で令和3年5月13日に申請地の現地調査を実施したところ、申請地の一部に雑草が生えていることが確認されたため、除草す

るよう指導し、速やかに除草を行うことを指導いたしました。その他の農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。

申請番号13番について、濱野推進委員より、遠藤推進委員、齋藤会長、と私、高橋で令和3年5月13日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと報告します。

議長

次に、申請番号11番、12番、14番について、山崎勇喜農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員

申請番号11番について、田口推進委員より、野村推進委員、大塚農業委員と同行して、令和3年5月15日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号12番、14番について、朝倉推進委員より、鈴木農業委員、私、山崎と令和3年5月13日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。

以上の事から問題なしと報告します。

議長

次に議席番号15番飯島優子委員より申請番号10番から14番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号10番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、ほ場に草が繁茂しており、速やかに、農地として適正に管理するよう指導したと報告を受けております。そのため、事前審査委員で現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から、当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。

次に、申請番号11番から14番について、事前審査の報告をします。申請地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。

以上の事から、当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号10番から14番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」申請番号10番から14番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、日程5議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見」について、議案書9頁をご覧ください。春日部市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。4月26日に各委員に配布し、各委員にご意見をお伺いしましたが、意見はありませんでした。よって、議案書10頁、回答(案)のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
採決にはいります。

議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。

よって、議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見について」原案のとおり決定しました。

議長 次に、

日程6報告第1号「農地法第4条(届出)」

日程7報告第2号「農地法第5条(届出)」

日程8報告第3号「農地法第18条(通知)」

日程9報告第4号「農地法第3条(取下願)」

日程10報告第5号「農地法第4条(取下願)」

日程11報告第6号

「2アール未満の農地を農業用施設に供する場合の届出」

日程12報告第7号「違反転用事案報告」

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>につきましては、議案書の17頁から26頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。</p> <p>次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。</p> <p>次に、その他でございますが、何かありますか。</p> <p>(事務局から事務連絡)</p> <p>次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。</p> <p>本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。</p> <p>以上をもちまして、2021年第5回総会を閉会いたします。</p> <p>閉会(午前10時53分)</p>
----------------------	---

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 _____ 会長 _____

農業委員 _____ 番 _____

農業委員 _____ 番 _____

農業委員 _____ 番 _____